

京都市公舎管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

### 京都市規則第93号

#### 京都市公舎管理規則の一部を改正する規則

京都市公舎管理規則の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条の見出しを「(入舎の手續)」に改め、同条第1項中「別記様式第1号」を「第1号様式」に改め、同条第2項中「があった」を「をした」に、「別記様式第2号」を「第2号様式」に改め、同条を第3条とする。

第5条の見出しを「(入舎の届出)」に改め、同条中「前条」を「前条第1項」に、「入舎届(別記様式第3号)を市長に提出しなければ」を「その旨を文書により市長に届け出なければ」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項中「その親族」を「生計を一にする次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 配偶者
- (2) 3親等内の血族
- (3) 2親等内の姻族

第9条第2項中「親族」を「前項に規定する者」に改め、同条第3項中「公舎」を「、公舎」に、「承認する」を「、承認する」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(退舎の届出)

第12条 公舎の貸与を受けた者が公舎から退去するときは、その旨を文書により市長に届け出なければならない。

第13条を削る。

第14条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「第4条」を「第3条第1項」に改め、同項第1号中「故なく入舎承認」を「正当な理由なく入舎の承認」に、「とき」を「とき。」に改め、同項第2号中「納めないとき」を「納入しないとき。」に改め、同項第3号中「公舎管理につき」を「公舎の管理に」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第2項中「取消」を「取消し」に、「公舎より」を「公舎から」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「第12条」を「公舎の貸与を受けた者が第11条」に、「明け渡し期日」を「明渡し期日」に、「使用料相当額の3倍の違約金」を「使用料の3倍に相当する金額」に改め、同条を第14条とする。

第16条を削り、第17条を第15条とする。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表を削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。





様式第3号及び様式第4号を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(理財局財務部財産監理課)